

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

火災警報器設置促進事業実施要領

1. 目的

地域における見守りネットワークの充実と要支援者の安心安全の確保を目的に、自治会関係者による訪問・設置活動を通じて災害時避難行動要支援者宅に火災警報器の設置を促進するための火災警報器設置促進事業（以下「本事業」という。）を実施する。

2. 事業実施期間

当該年度5月1日～翌年2月28日

3. 実施主体

社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）

4. 配布設置対象基準

事業実施期間内において、災害時避難行動要支援者登録に同意している方を自治会関係者が訪問するなどして火災警報器の設置または取替えの希望を把握し、配布された火災警報器を希望者宅に設置する自治会とする。

5. 配布数

災害時避難行動要支援者登録をされている方の一定の割合を上限とし、予算の範囲内で別に定める。

6. 配布申請

火災警報器の配布を受けようとする自治会は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会火災警報器設置促進事業火災警報器配布申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、当該年度の翌年1月末日までに、本会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

7. 配布決定と配布

本会は、自治会から申請があった場合、必要に応じて行う調査、照会の結果をもとに申請内容等を確認し、申請の日から14日以内に社会福祉法人米原市社会福祉協議会火災警報器設置促進事業火災警報器配布決定通知書（様式第2号）とともに火災警報器を自治会へ配布する。

8. 設置報告

配布を受けた自治会は、希望者宅への火災警報器の設置後、当該年度の翌年3月15日までに米原市社会福祉協議会火災警報器設置促進事業火災警報器設置報告書（様式第3号-1）および設置完了者名簿（様式第3号-2）に必要事項を記載し、事業の内容・成果等が明らかとなる写真・資料等を添付の上、会長に提出するものとする。

9. 結果の公表

本事業の結果は個人が特定できない範囲内で公表する。

10. その他

この要領の定めるものの他、本事業において必要な事項については会長が別に定める。

11. 個人情報の取り扱い

本事業の実施にあたり取得した個人情報の利用にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な範囲内において、できる限り特定して利用するものとする。